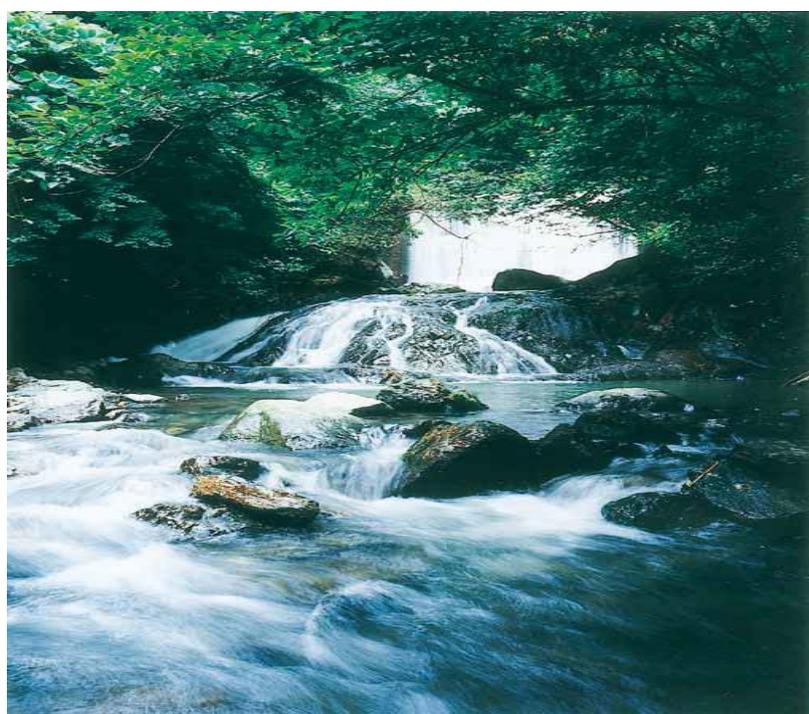


## 第 16 次

いわき市水道事業経営審議会（第2回）

# 水道財政のしくみ



未来に引き継ぐ いわきの水道 ～安全でおいしい水を必要なだけ～

安全 強靱 持続

いわき市水道局

## 目 次

I	地方公営企業の経営の基本原則 . . . . .	1 頁
II	地方公営企業の会計の原則 . . . . .	1 頁
III	地方公営企業の予算 . . . . .	3 頁
IV	平成28年度決算の概要 . . . . .	10 頁
V	貸借対照表 . . . . .	12 頁

## I 地方公営企業の経営の基本原則

配布資料 2 「水道事業の概要」より抜粋要約

### 4 経営の基本原則

#### (1) 地方公営企業法の適用

水道事業を地方公共団体が経営する場合には、当該水道事業について、地方公営企業法の規定が適用されます（同法第2条）。

#### (2) 経済性と公共性

地方公営企業には、常に企業としての経済性を発揮（経済性）するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進（公共性）を図ることが要請されています（同法第3条）。

#### (3) 独立採算制

地方公営企業は、給付、対価という関係において、自立的に再生産を続けていくべきものであるため、給付に要する経費、すなわち経営に要する経費は受益者が料金として負担するといういわゆる独立採算制を原則として運営されます。

また、会計処理の面でも独立採算経営に適した複式簿記をベースとする企業会計方式が採用され、毎年度の決算書には損益計算書、貸借対照表といった民間企業と同様の財務諸表の作成が義務付けられており、地方公営企業は、経営成績や財務状態を的確に把握し、経営の効率化を進めながら需要者から預った料金に基づく独立採算によって事業を行います。

## II 地方公営企業の会計の原則

公営企業は、企業であるとともにその運営の良否が直接公共の利害と結びつくために、地方公営企業会計では、様々なルールによりその経営状態が明示できるようにする必要があります。

そのために特に会計処理については、会計の原則（地方公営企業法施行令第9条）に基づいて行う必要があるとされており、この原則により、資本取引と損益取引を明確に区分することや、複式簿記による記帳や経営成績を表す各種報告書の作成などが義務付けられています。

## 地方公営企業法施行令

### (会計の原則)

- 第9条 地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関して、  
真実な報告を提供しなければならない。
- 2 地方公営企業は、その事業に関する取引について正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない。
  - 3 地方公営企業は、資本取引と損益取引を明確に区分しなければならない。
  - 4 地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明りょうに表示しなければならない。
  - 5 地方公営企業は、その採用する会計処理の基準及び手続を毎事業年度継続して用い、みだりに変更してはならない。
  - 6 地方公営企業は、その事業の財政に不利な影響を及ぼすおそれがある事態にそなえて健全な会計処理をしなければならない。

※ 以上の原則は、「企業会計原則」第一 一般原則に準拠している。この企業会計原則は、実務の中に慣習として発達してきたものの中から公正妥当なものと認められたところを要約したものである。地方公営企業会計もまたこの企業会計原則に準拠し、地方公営企業法に基づき会計処理を行っている。

### ○ 正規の簿記とは・・・ (第2項)

簿記には「単式簿記」と「複式簿記」の2種類がありますが、正規の簿記とは、企業の活動をより正確に把握できる複式簿記のことです。

・企業会計	} 複式簿記	・官公庁(一般)会計	} 単式簿記
・公営企業会計		・家計簿	

### ○ 資本取引と損益取引との区分とは・・・ (第3項)

資本取引と損益取引の区分は、官公庁会計にはない概念であります。  
一般的に企業の経営活動とは、端的にいうと、企業に投下された資本(もとで)を、製品等に変え、これを営業活動によって営業収益として現金等に転化し、最終的には自らの資本の増加を目的とする活動であるといえます。

このような資本の増加という企業活動の結果を、営業活動による損失や利益の結果として生じたもの(損益取引によるもの)と、それとは関係のない資本独自の増減(資本取引によるもの)とを明確に区分しなければ正確な企業の経営活動を把握できません。

そのため、資本取引と損益取引を明確に区分する必要があります。

### Ⅲ 地方公営企業の予算

#### 1 地方公営企業の予算制度

予算は一般的には一定期間の収入支出の見積りであって、広い意味での予算は家計にも民間企業にも考えられますが、国、地方公共団体等の官公庁において予算という場合は、単なる内部統制のための予算と異なり、一定期間の収入と支出の見積りという予算一般の性質に加えて、議会の議決を経て成立し、執行機関の経理の執行を拘束するという特色をもち、特に支出予算については予算に定められた額を超えて執行できないこととされています。

地方公営企業の場合、その業務は地方公共団体の一般行政事務と異なった経済活動ですが、その主体は地方公共団体そのものであるため、その予算についても一般的には官公庁の予算概念があてはまります。

しかしながら、地方公営企業は、地域住民に対するサービスを提供する経済活動を通じて、住民福祉の増進を図っていくものであり、このサービス等の提供に対し利用者からその対価としての料金を受けることによって原価を回収し、さらにサービス等の提供の継続性を維持していくという性格をもち、この点で一般行政事務とは性格が異なり、地方公営企業の効率的かつ適正な運営を確保するため、企業会計原則によって経理され、予算についても資本取引と損益取引が区分されたものとなっています。

#### 2 地方公営企業の予算、決算の性格

株式会社等の**企業会計**は、製造・販売等の予算を設ける例もありますが、これは経営管理、努力目標、予算統制等の観点から設けられているものであり、地方公共団体、地方公営企業のように予算自体が議会の議決を要するような拘束予算ではなく、「決算により何割配当した」ということで経営者の手腕が評価される「決算中心主義」の会計といわれています。

**官公庁会計**は、収入の大宗が税金であります。予算は、支出をできるだけ制限して最小に見積もった上で収入を予定するという点で歳出規制に重点が置かれて、決算は、予算執行の計算表として予算額と決算額を比較するものとなります。このため「予算中心主義」の会計といわれています。

これに対し、**地方公営企業会計**は、その経営において最大の経済性を発揮するように予算をつくり、さらには決算にも重点を置いて、貸借対照表・損益計算書等の財務諸表を中心に決算書類を作成します。このため、「予算・決算の双方重視」の会計といわれています。

##### ○予算・決算の比較

企業会計	決算中心主義
官公庁会計	予算中心主義
<b>地方公営企業会計</b>	<b>予算・決算の双方重視</b>

### 3 地方公営企業の予算の内容

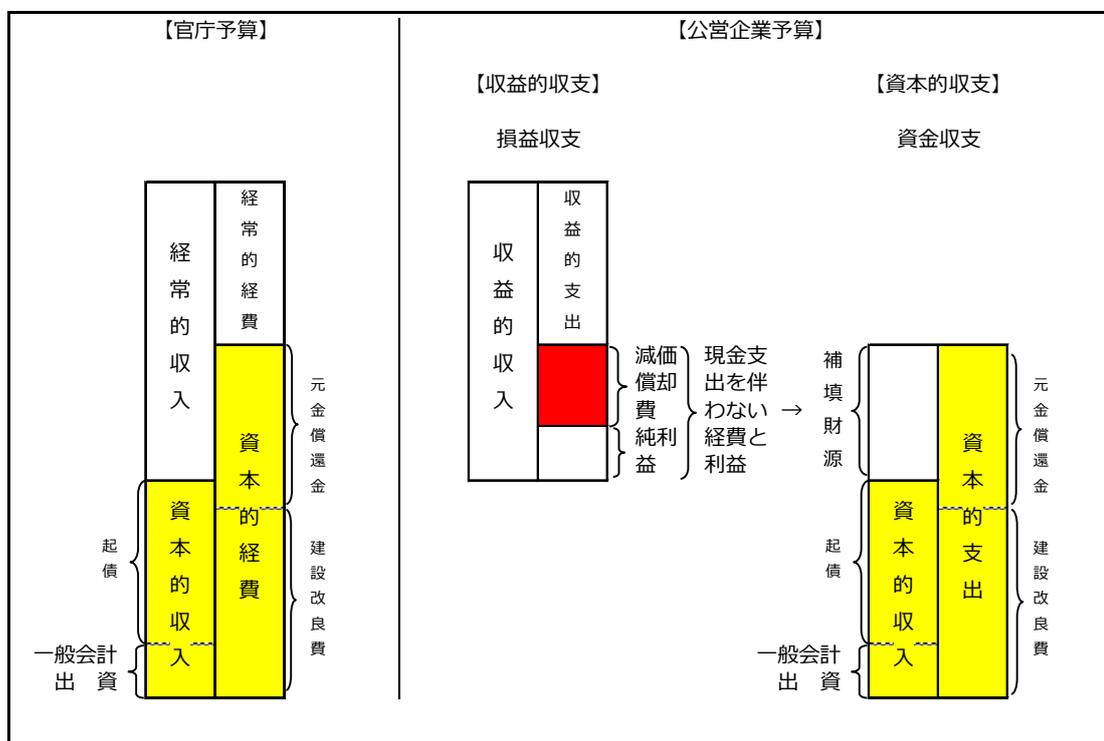
#### (1) 収益的収支と資本的収支について

官公庁会計では全ての収入を「歳入」、全ての支出を「歳出」とし、それぞれ一括して差引剰余金を計算していますが、公営企業会計では、公営企業会計の原則に基づき、歳入と歳出を①当年度の損益取引に基づくものと、②投下資本の増減に関する取引に基づくものに区分することになっています。このため、予算においても①を収益的収支、②を資本的収支と区分しています。

地方公営企業の予算の内容を大別すると、予定収入及び予定支出に関する事項と、それ以外の予算事項に分かれるが、地方公営企業の予算の中核は当該事業年における予定収入と予定支出を定めるいわゆる収入支出予算であります。

この収入支出予算は、さらに経常的な営業活動に伴う収支予算（収益的収入及び支出）と建設改良、企業債の借入れ償還等営業活動以外の活動に伴う収支予算（資本的収入及び支出）に大別し、計上することとされています。（地方公営企業法施行令第17条第2項）

#### ○収益的収支と資本的収支の関係



○収益的収支と資本的収支の違い

	収益的収支	資本的収支
計上すべき収支	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年間の営業活動のための支出（費用）とこの活動による収入の収支</li> <li>・ 損益取引に基づくもの（損益収支）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業活動を維持していくための施設整備等の支出とこれらを賄うための収入（資金）の収支</li> <li>・ 資本取引に基づくもの（資金収支）</li> </ul>
主な収支項目	収入 給水収益、他会計補助金  支出 給料、法定福利費、燃料費、通信運搬費、委託料、動力費、薬品費、減価償却費、支払利息	収入 企業債、工事負担金、他会計負担金  支出 建設改良費、企業債償還金
表示内容	・ 1年間の儲け、損を表す。	・ 資本、資産等の増減を表す。
財務諸表	・ 損益計算書【経営成績】	・ 貸借対照表【財政状態】
支出の効果	・ 一事業年度だけ。 (当年度の費用として処理する)	・ 長期間にわたる。 (当年度の費用とはせず、翌年度以降数年間の費用として期間配分される。)

(2) 期間損益計算（費用配分）と減価償却費

① 期間損益計算（費用配分）

公営企業の事業活動は長期にわたって継続されるため、その成果を明らかにするためには、一定の期間を区切ってその期間のとりまとめをして成績を把握することが必要になります。

公営企業は、地方公共団体の会計年度と一致させて、「一事業年度」という1年の期間に区切って、その期間内における事業の収益及び費用を把握し、計算をして、収益的収支において損益（経営成績）を明らかにします。

そのため、支出のうち、その年度の収益の獲得に役立ったと考えられる部分だけがその年度の費用として認められ、翌年度以降の収益に見合う部分（支出の効果が翌年度以降に持続するもの）は資産として繰延べられることとなります。

② 減価償却費

水道施設等の固定資産は、いずれも事業活動に利用され、土地等を除き、時の経過に伴いその価値を減じ、やがては廃棄される運命を辿ります。この固定資産の価値の減耗は、現金の支出を伴うものではありませんが、損益計算上、費用として計上する必要があります。

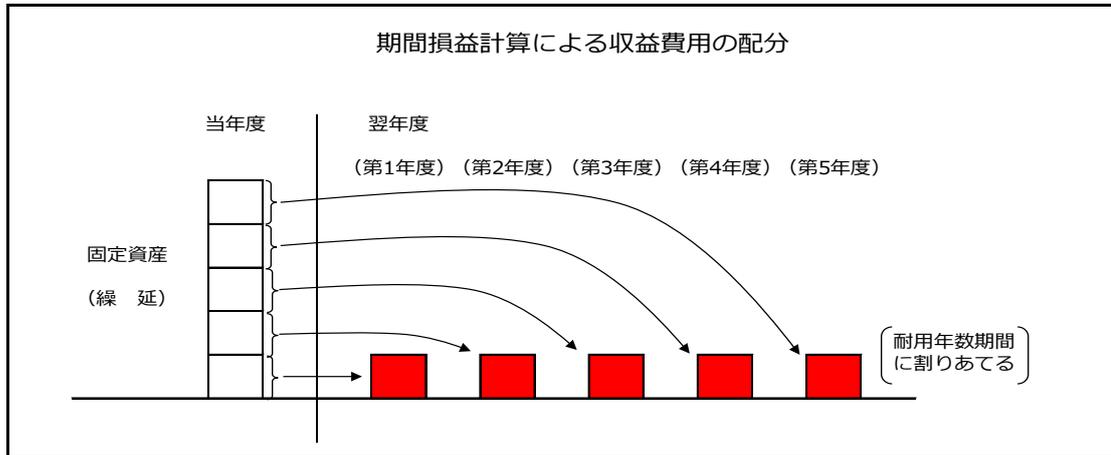
減価償却とは、通常、固定資産のこの価値の減少を、費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理ないし手続きをいって、減価償却費とは、この手続きによって、特定の年度の費用とされた固定資産の減価額となります。

したがって、建設改良のために資金を支出し、取得した固定資産は、数年間営業活動に利用することになるので、数事業年度に「減価償却費」として割り当てて費用として計上（費用化する）し、その年度の収益に対応させてその年度の損益（経営成績）を計算しています。

なお、減価償却費は現金の支出が伴わないため、資本的収支不足額の補填財源となります。

### ○減価償却費の考え方

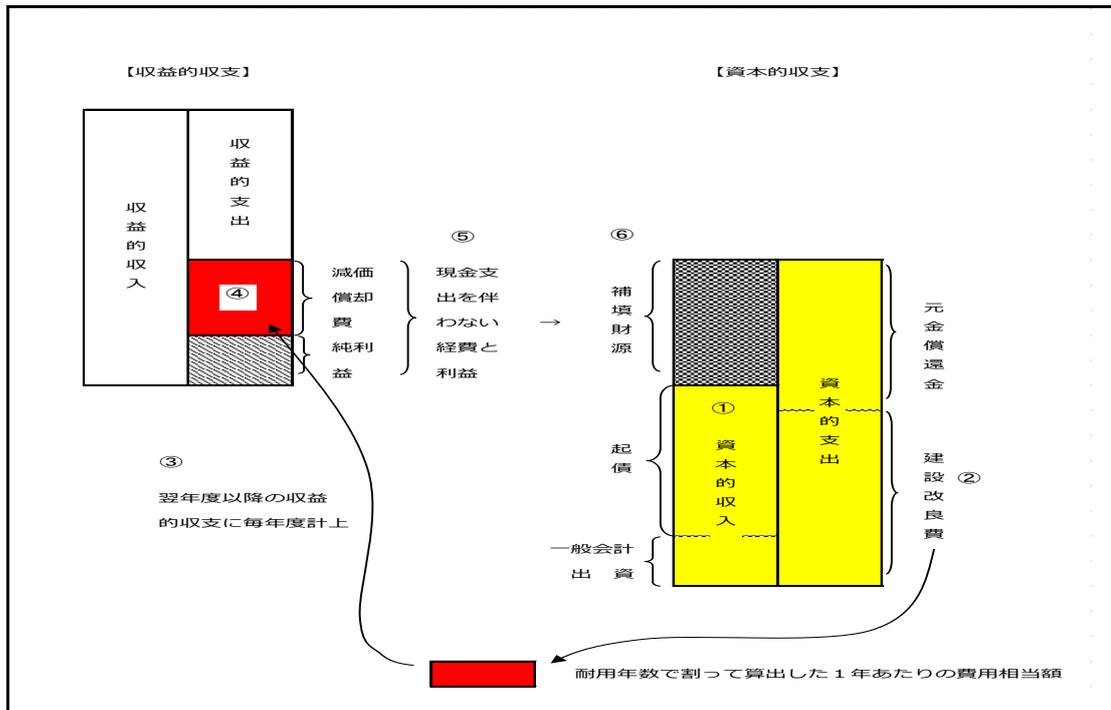
費用のうち、その年度の収益の獲得に役立ったと考えられる部分だけがその年度の費用として認められ、翌年度以降の収益に見合う部分（支出の効果が翌年度以降に持続するもの）は資産として繰延べられる。



(例) 耐用年数が5年の機械を購入した場合

現金支出が当年度に「建設改良費（資本的収支）」で行われても、損益計算上の費用は「減価償却費（収益的収支）」として5年間に渡って配分される。

### ○減価償却費が資本的収支の補填財源となるしくみ



施設の新設や更新等の事業では、

- ① まず、設備投資のための資金を確保（企業債借入などで資金を調達）し、
- ② 借入れた資金と設備に要した経費は、その年度において、資金収支を表す資本的収支において全額計上（収入、支出とも）します。
- ③ 次に、当該支出総額をその資産の耐用年数期間で割った額を、翌年度の収益的収支において費用（減価償却費）として計上します。

※ 翌年度以降もその資産の耐用年数に達するまで均等に配分し、収益的収支の減価償却費として計上していきます。

以上により、収益的収支において減価償却費として計上したものは、

- ④ 1年間の営業活動に要した経費を明らかにするため、収益的収支の総支出の中に費用配分しただけであるため、実際には現金支出を伴わない費用となります。
- ⑤ 実際に現金支出を伴わないため、その費用相当の現金が水道事業会計内に留まり、
- ⑥ 資本的収支の財源の一つとなります（これを損益勘定留保資金という。）。この財源は、資本的収支不足額の補填財源に充てることができます。

### (3) 純利益

純利益（又は純損失）とは、収益的収支における総収益から総費用を差し引いたものをいいます。

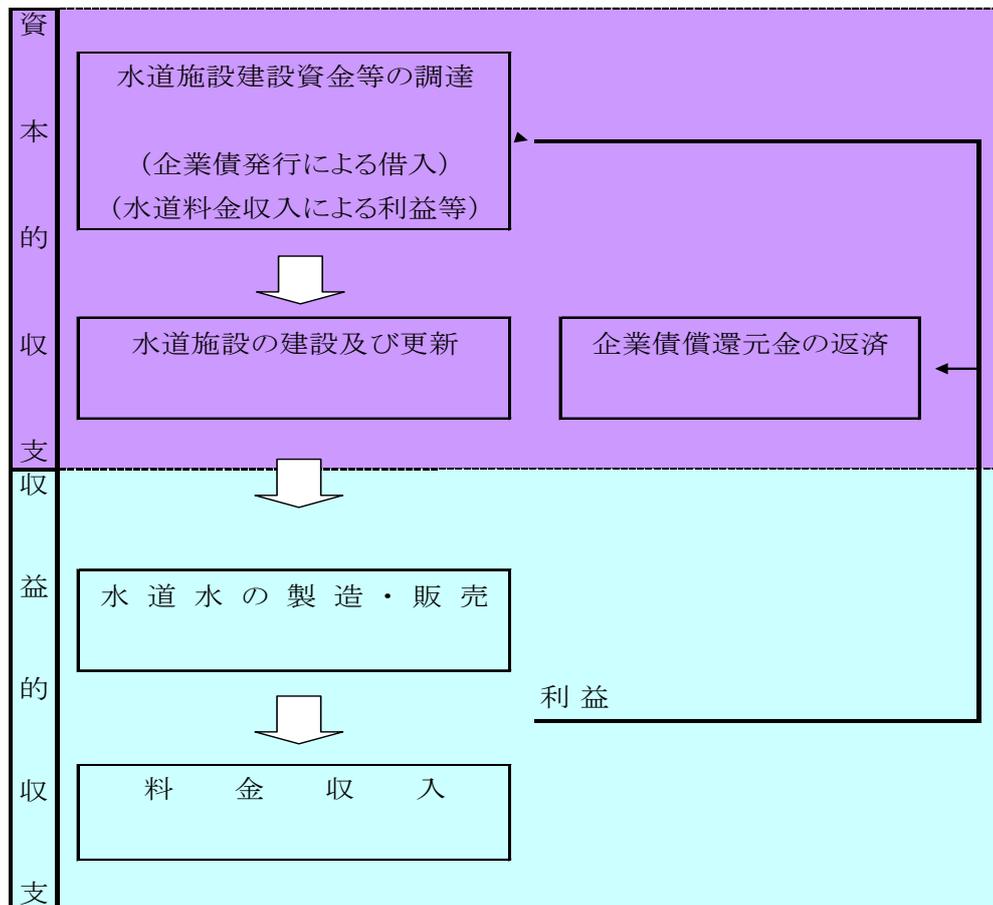
企業の場合には、利潤の獲得が目的であるため、純利益が多ければ多いほどよいとされます。一方、公営企業の場合には、株主というものがなく、その経営は住民の福祉に資するということが究極の目標であり、どのように経営を合理化し、できるだけ安いコストで住民に十分なサービスを提供できるかということを目指すものであるため、利益の獲得自体が目標ではありません。

公営企業の純利益は、株式会社の配当金等のような形で企業の外部に利益が出て行くことなく、建設改良等の財源とされることによって、結果的には利用者である住民に還元することになります。

#### ○純利益の役割

地方公営企業の純利益は、株式会社の配当金等のような形で利用者に還元するものではなく、資本的収支における企業債元金償還、老朽施設更新等の財源として使用することで利用者である住民に還元することになります。

#### ○ 資金の流れ



#### (4) 資金収支

##### ① 水道事業における建設改良に必要な資金

建設改良費（設備投資）などの資本的支出の財源としては、企業では、まず(a)利益や減価償却等により留保された内部資金を充て、なお、不足する場合には、(b)外部資金を調達するというのが原則であります。そして、企業における外部資金の調達は、株式、社債、借入金等種々の方式の中から、企業が、経済的に選択して行われます。企業における財政の自主性とは、このような外部資金の調達方式の自由な選択能力を根幹としています。

ところが、水道事業では、(a)の内部資金の調達については、公共料金という面から制約があり、又、(b)の外部資金の調達についても国の制約を受けています。

すなわち、(a)については、利益と減価償却等により留保された内部留保資金、又、(b)については企業債という一定期間内の借入金が、ほぼ、唯一無二の財源とされ、しかも制度上も拘束を受けています。

##### ② 資金収支

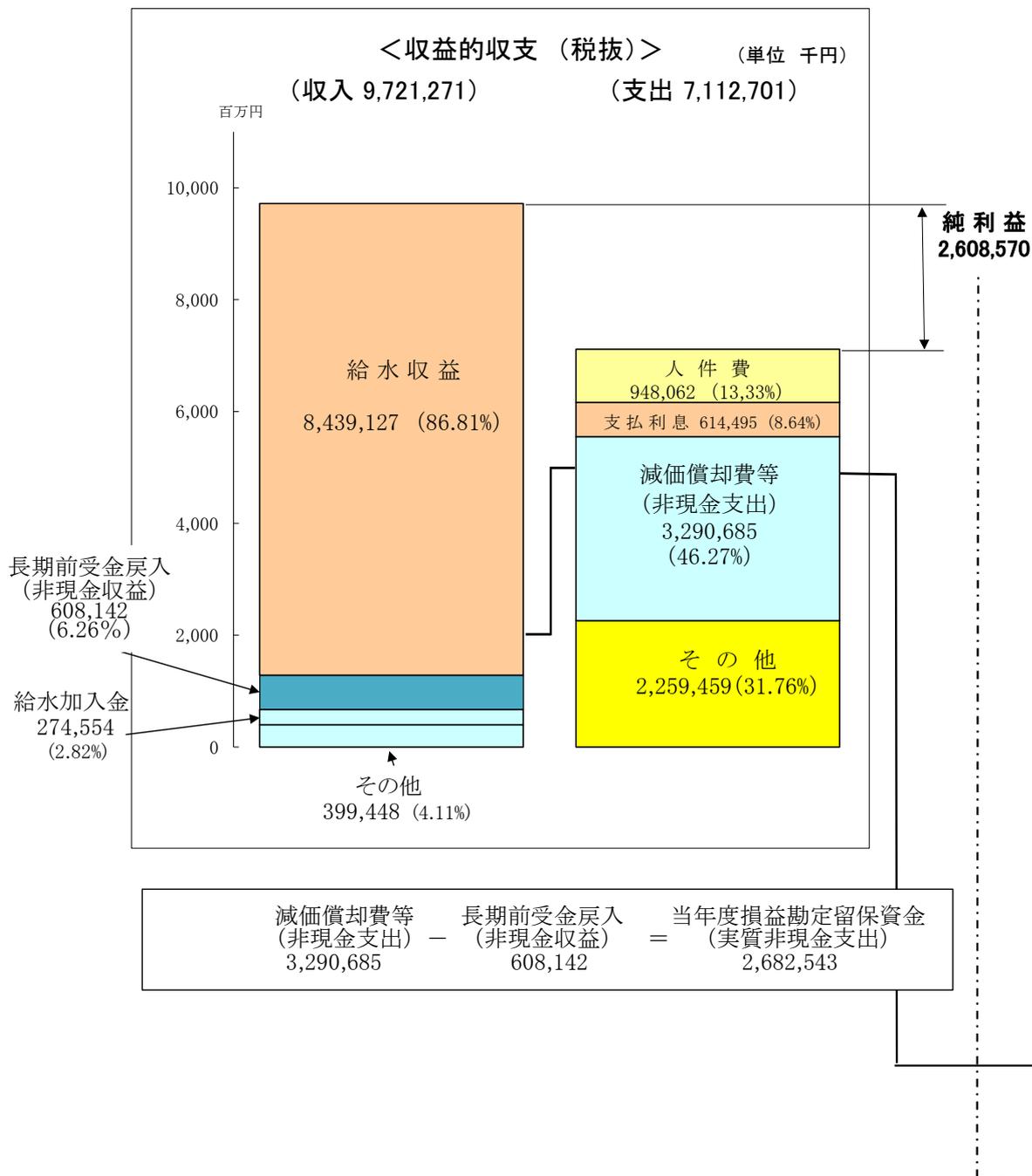
水道財政が安定的であるためには、収益的収支の均衡がまず必要です。

しかし、水道事業は、施設経営であり、既存施設に対する更新需要の増大、耐震化への対応が、文字どおり、事業の常態ともなっているため水道施設の建設及びその財源を含む全体的な資金収支の均衡が、極めて重要となります。

つまり、資金収支である資本的支出の財源が、企業債と、減価償却等により留保された内部留保資金であり、これら資本的収入と内部留保資金の合計額が資本的支出に満たないときは、永続的な資金不足が生じ、不健全な財政状態に陥ることになります。

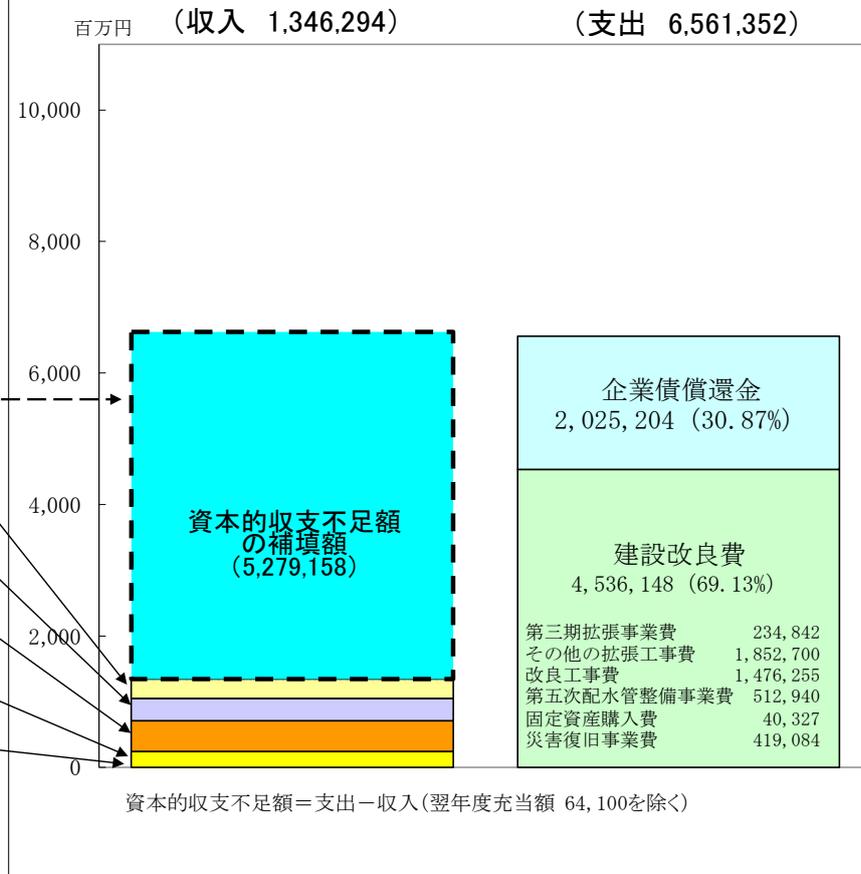
したがって、水道財政の健全性を確保するためには、少なくとも、資本的収入と内部留保資金の合計額が資本的支出に見合う状態を維持していく必要があります。

#### IV 平成28年度決算の概要



<資本的収支（税込）>

（単位 千円）



[補填財源の内訳]

(単位:千円)

	28年度末残高	補 填 額	29年度への繰越事業財源	実質繰越額
消費税資本的収支調整額	253,168	253,168	0	0
過年度分損益勘定留保資金	5,396,653	2,018,676	1,998,545	1,379,431
繰越工事資金	108,780	70,451	38,329	0
当年度分損益勘定留保資金	2,682,543	90,314	0	2,592,229
減債積立金	1,906,219	1,906,219	0	0
建設改良積立金	940,330	940,330	0	0
未処分利益剰余金	2,608,570	0	0	2,608,570
計	13,896,263	5,279,158	2,036,874	6,580,230

## V 貸借対照表

貸借対照表（B/S バランスシート）は、企業が保有している財産の状態（財政状態）を示すもので、左側には、現金預金や建物、土地などの財産、つまり、企業が調達したお金をどんなものに運用しているのかが載っています。また、右側には、企業が運用しているお金はどうやって調達したものなのか、つまり、企業のお金は、借金して調達したものなのか、それとも企業自身のお金なのかが載っています。

**資 産** 資産は、ふつう金銭又は金銭的価値（財産価値）のあるもの、つまり企業が所有する財産をいい、「固定資産」（土地・建物・ダム使用权等）、「流動資産」（現金預金等）、「繰延勘定(又は繰延資産)」（既に支払いをし、役務の提供を受けたにもかかわらず、その支出の効果が将来に及ぶ費用）の3つに区分されます。

**負 債** 負債は、後日他人に対して支払うべき金銭債務のこといい、1年以内に支払期限が到来する短期の負債を「流動負債」（1年以内に償還期限が到来する企業債、未払金等）、「固定負債」（1年以内に償還期限が到来しない企業債、引当金等）といえます。

**資 本** 資本とは、一般的に企業の経営における「もとで」を意味するもので、「資本金」と「剰余金」に区分されます。更に、「資本金」は、企業開始時の引継ぎ資本金、未処分利益剰余金を議会の議決により資本金に組み入れた組入資本金など「剰余金」は、「資本剰余金」（補助金・負担金等）と「利益剰余金」（利益積立金等）に区分されます。

### <参 考>

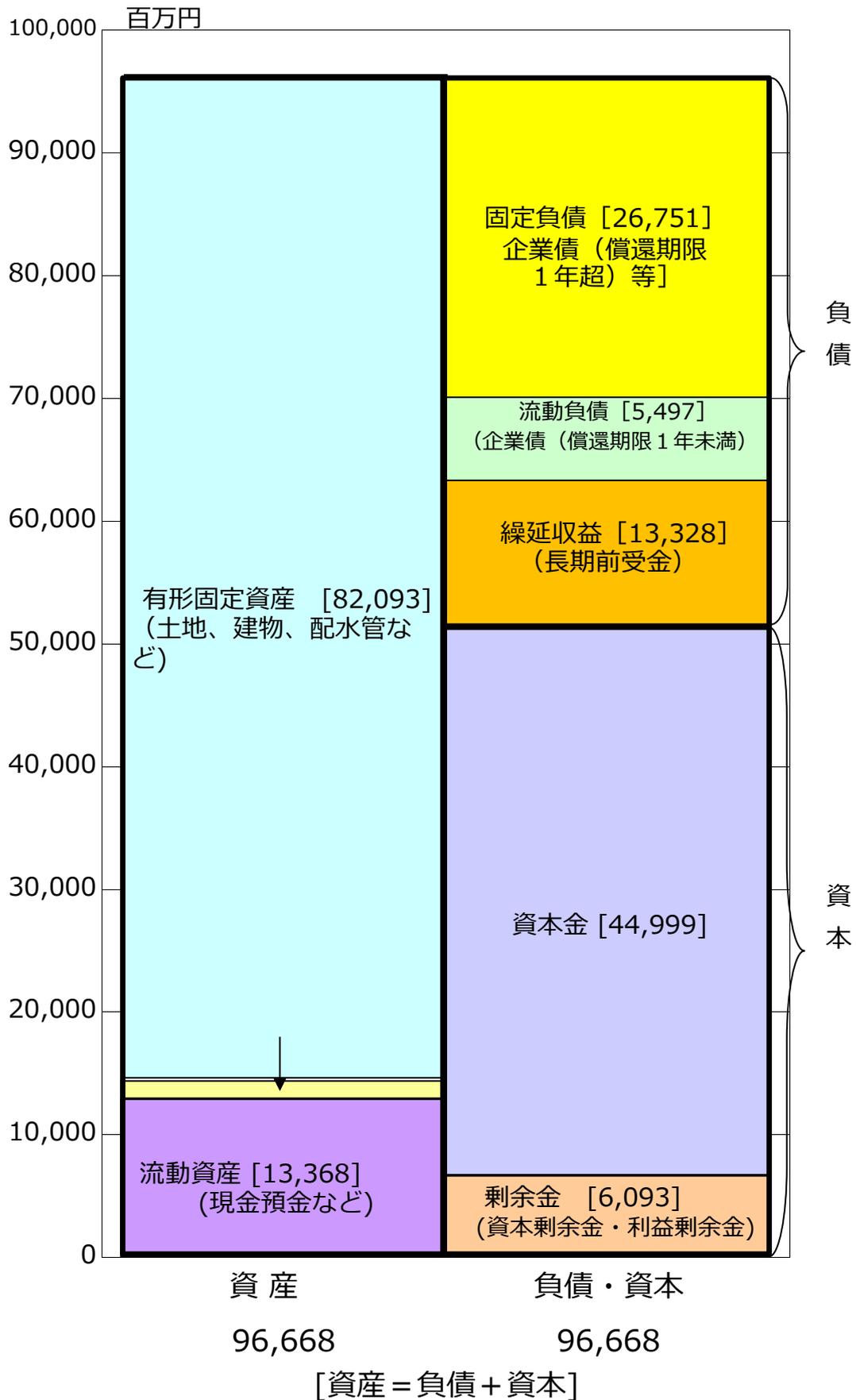
#### 自己資本構成比率

自己資本構成比率とは、総資本（負債及び資本）に占める自己資本の割合を表すもので、数値が大きいほど財政状態が健全であることを表します。水道事業は施設の建設費の大部分を企業債によって調達していることから、この比率は低くなる傾向にあります。事業経営の安定化を図るためには、自己資本の造成が必要となります。

また、自己資本は、負債と異なり原則として返済する必要のない資本であり、支払利息が発生しないことから、自己資本による建設投資を行う方が資本費を抑える結果となります。

※ 平成28年度末の自己資本構成比率 = (資本金 + 剰余金 + 繰延収益) / 負債・資本合計  
×100 = (44,999 + 6,093 + 13,328) / 96,668 × 100 = 66.64 (%)

平成28年度いわき市水道事業貸借対照表(H29.3.31)



未来に引き継ぐ いわきの水道 ～安全でおいしい水を必要なだけ～

